玉梯小梯

三

源氏物語玉乃小櫛三の巻

改定正しくする年立ての圖

桐壺帝 御在位

桐壺更衣ときめきたまふ		一第
源氏生れたまふ		二第
桐壺更衣うせたまふ		三第
一の宮立坊 後の朱雀院と申し奉る		四第
		五第
		六第
源氏元服したまひ葵の		七第
		八第

									源氏君任中将
								ぶ	
								源氏君元服〜給ふ	
									○ゑうづ〜給ふ君今年給ふ生れ給ふより夕顔堂小屋
								帚木	
								夏	源氏君給ふ官中将し
九第	十第	十一	十二	十三	十四	十五	十六		十

									源氏君正三位
								毛みな	
								十月 朱雀院行幸	
								若紫	
								三月源氏君〜八歳	
								紫上十第ゑ〜	
								藤壺女院懐妊	
								十月朱雀院行幸	
								末摘花	
								春	若源氏君〜八歳
								朱雀院行幸	
									十八
							空蟬	夕顔	
							夏	夏	
								十月	
									七

次象院御誕生	藤壺女御后ゐさせ給ふ	源氏君宰相	十九
七月源氏君任宰相	帝御譲位のけんづくひちかく形る　秋		
ぢの賀			
帝御譲位のけんづくひちかく形る	。朱雀院の更衣 あごのけう今年ふるべし	源氏君大将 朱雀院御左位	二十
花宴			
春	。朧藤壺の御譲位朱雀院の更衣		
あふひ			
。源氏君今年大将ゐ形ら給ふよし上ゐ奏聞ゐ給ふ			十一
御代改り給ふ　源氏君官大将に　前坊の姫君女御宣旨			
朧藤壺女三宮女院ゐ形ら給ふ			
夕霧君生給ふ　八月葵上ゐ失せ給ふ			十二
正月			

九月御方の姫君伊勢ゐ下り給ふ毎年ごと			十三
朧藤壺帝かくれさせ給ふ			
新枕君女院ゐ形ら給ふ　若宮中宮御ぐしの事ら給ふ			十四
夏	左大臣姫仕		十五
三月源氏君須磨浦ゐ下り給ふ			十六
三月	二條左大臣薨		十七
今上二皇ゐ　八月源氏君京ゐ　ちぐのおぼしめす			
八月源氏君桂大納言ゐ形ら給ふ			十八

花葵里			
夏			
須磨			
三月			
蓬			
源氏君帰京			
賢木			
石の			
三月			

源氏君桂大納言

	十月原氏君八講を行ひ給ふ		
	二月六条院に元服渡り給ふ　十一		
	朱雀院譲位　今上東宮に立ち給ふ		
	原氏君任内大臣　三月四日姫君		
	六条に入内ありと聞き給ふ		
十九		十三	十一

冷泉院御生位

原氏君内大臣

生	冥	絃合	松風
原氏君御八講　日月原氏君未摘花を見給ふ	秋	春　芳春殿入内　梅つぼと富士　後秋好中宮と中院帝と	秋
みをつくし		三月　四日石姫君三男たち	

原氏君左大臣

蓬雲	紅葉賀	玉
冬	九月　冬	玉づくしを北東の方
蓬雲女院加冠　世を捨給ふ　十七　秋		春　玉鬘上京
		秋　玉鬘に初恋

空蝉	夕顔
夕顔元服	春
梅壺女御為中宮　秋好中宮	
原氏君任右大臣	
秋夕霧任侍従	
八月六条院に移り給ふ	
十月	

十二	十三	十四	十五

鬘	紫上年廿七八のよし見ゆ 第廿巻	十月五葉六條院ふ うつりすみたまふ
初音	正月	夕霧右中将のよし見ゆ
胡蝶	三月 四月	
螢	五月	
常夏	夏 六月より巻	
		廿六

篝火	野分	行幸	藤袴	真木柱	
秋七月より巻	秋八月より巻	十二月大原野行幸 二月	夕霧右宰相中将のよし見ゆ 秋	冬	
					廿七
					廿八

源氏君准太上天皇

梅枝	藤末紫	上	若菜	下	
春	三月　源氏君四九歳ばかりにて　内君准太上天皇				四十九
	夕霧君中納言ふ[illegible]りのふ　十月	十二月　女三宮十三歳ばかりにて			
		源氏君四十賀　夕霧君任大将			四十
			三月東宮御誕生	三月	四十一
					四十二
				年月あらため給ふ	四十三

今上御在位

薫君誕生

若菜	柏木	横笛	
冷泉院即位ありて十八年　御譲位			四十四
立坊　夕霧君任右納言左大将			四十五
朱雀院御年五十　女三宮御年廿一二			四十六
紫上御年七歳　旬宮給て宮誕生　十二月			四十七
	正月　薫君誕生		四十八
	源氏君四十八歳ばかりにて　秋		四十九
		二月　旬宮三歳のときにて	
		秋	

雲隠	幻	御法	夕霧	鈴虫
	春 冬	春 秋	秋 冬	夏 秋
		紫上かくれ給ふ		
	五十二	五十一	五十	

薫君 侍従 中将

かゞくき	匂		
此巻の間に源氏君かくれ給ふ	薫君十九歳と云ふ 宮八位侍従		

ふか		
薫君十四歳と申る 春任侍従 秋任右中将		

薫君十四歳	十五	十六

蓋忌
三位宰相

け		
	年を経るよう〜忌	
	蓋忌宰相中将のよう〜忌	
梅やみ	橋姫	
	蓋忌三位宰相ふる り給ふ 中将なれば〜	十九
		十八
	正月 蓋忌宰相中将〜足ゆ	十七
	同忌踏て字法八文ふ多り給ふ	二十
		廿一
	蓋忌字法多う多り 給ふて三年ふるよう〜忌	廿二

蓋忌
中納言

え	紅梅	
夕霧忌位花大臣 紅梅忌位右大臣 蓋忌位中納言	夕霧忌花大臣よう〜忌 蓋忌中納言のよう〜忌	白文忌バ ちバ字法ふ 毎ひ給ふ
宿木		
夏 女二宮 十四歳	浮舟忌 十八歳浄	夕霧忌位大臣忌 二月 蓋忌位権大納言右大将 四月
椎本	総角	早蕨
二月 秋 蓋忌位中納言	夏 秋 白文忌ゑ字法の中忌ふ色給ふ	正月 二月字法の中忌 白文の二條院ふうつり給ふ
廿三	廿四	廿五

東屋	浮舟	蜻蛉	手習	夕霧
八月	四月	三月	三月	四月ごろ
九月	三月	秋		夏
九六			九七	九八

巻くはうゝ三

相童巻

源氏君生れ給るより十二年元服のうまで見たてまつりかくて巻のまゝ
ふおとゝ君ふ物ゝ給ひて後ゝ〻くらゐ成花ゝ錦情ふ此但ふ十三年
十四年十五年三箇年はなすをバおもて年本巻ハ十六年しとなり
今号ふふ物ゝ給ひおとゝ君ふ物ゝ給ふとハ元服しておとゝ君の取ゝ名
へ氣よゝなり二年ふ三年ふ物ゝ給ひとハいふべゝ給ふ文ふゝぐい
まハまゝとなきはゝ物ゝ給ふ物ゝ給ふなりてゝ〻くらゐふてゝ〻くらゐ
まゝ給ふバ此巻ハ十二年まで物ゝ給ふて年本へ年三ゝ給ふ物ゝ給ふし伊勢物語
ふむ〻ゝ男ゝ〻ひゝ〻ふ物ゝ給ふてゝ出給ふも業平名ハ成人のゝ

じ免訖て。まづひおきて。さて奈良へ下られたるハ。その後のことにてもある
べきなれバ。此物語も此巻より。まづ入道を出しおきて。さて年立を
帚木より始められたるにて。桐壺巻ハ序文までもいひおこせたる説。
いられたるなり。

帚木巻

源氏君十七歳の夏の事なるべし。此時官ハ中将也。但し少将に任ぜ
られたるハ。相つゞきて此巻のまへにあるべし。さて諸抄に此巻を
十六歳とせられたるハ誤也。さて源氏君の齢(トシ)を。桐壺巻に
十二とあるより後。藤裏葉(フヂノウラバ)巻に。三十九歳なりしまでのあひだ、その
月日のさだかならぬをかぞへて齢(トシ)をいへるなれバ。此巻を十六歳とせる

あるも。宿りがかの藤裏葉巻より逆(サカサマ)にかぞへて定めたるもの
なれバ。諸抄の説。年立に一年づゝ違ひたるなり。此巻八十七歳也
とも一年たがへるよしハ。このつゞき此巻なる所にいふべし。

空蝉巻　夕顔巻

帚木巻の同年にて。源氏君十七歳也。十六とするハ誤なること。帚
木巻にいへるがごとし。又此のつぎく處女(ヲトメノ)巻まで。諸抄一年ちがひ
ありと知るべし。

若紫巻

同君十八歳なり。

末摘花巻

日ゑ十八の夜より十九乃四月までし。或人問。夕顔上のうせられ
しハ去年の秋なりふけるのちゞゑふ。ゆへゝも物あはゝゝ夕顔
乃事。そ月ゆゑで。おゞ〳〵和ゑれぞとけり。秋より四年ゆきまで
のゝ。年月ふるゝ〳〵ハいくゞ。答ゑ〳〵。胡蝶巻ゆ。玉鬘ゑハ。
去年ゆゑ。なぞめて源氏ゑゆゆふるゝなりの。その年ゆ去
の。源氏ゑの御ゆかゝく年へゆるむつきまふゝゝて。結玲巻ゆ去
の夏ゝりゆゝゝ。今年ゆ夏乃初て。年ゞ物ゝゝて。源無巻ゆ
を。秋より又の年ゆ去までのゝゝ。ゝゝゞゝゝゝゝゞし。

和歌巻巻

日ゑ十八の十月より十九の秋までし。或人問。紫も未摘花も

此巻を。なぞめゆ日年ゆゝて。行ふよりて去ゝるゆゆ。答。朱雀院行
幸ゆゝ。紫ゆ未。又未摘ゆゆゆゝゝゞて。代巻の始ゆ。ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ。こゝゆて日年ゆゝて去ゝゝ。又紫ゆ。藤壺女御。女より姫
ゆゝゝゝて。此巻ゆ未乃年ゆ二月ゆ。御産けり。又紫上乃祖母
尼ゑハ。紫巻ゆ九月ゆゝゝゝゝゝ。紫上乃祖母
服乃ゝけり。こゝゝゝて。此巻ゆ。三箇月ゆて。紫上除

花宴巻

日ゑ二十巻ゆ春なり。

けふの巻

日ゑ廿二より。廿三の四月までし。問。花宴と此巻とゝの名ゆ。一年へ

ぶしまるゝ事ハ。なにゝよりて知らるゝなり。若菜上巻に。源氏君の手紙。
院がうちハ細かにも知らぬなりにきかし。一つあやまりてや。宰相中将大将
かの宰相中将ともいふこと。宰相中将にておほせしが。廿一のとし。大将を兼
給へるし。まて此巻ハちかく見ゆ。廿才のやむことなきものにあらずとして。
次の文ちかくめて。大将の兄ともいふハ。去年までふ大将の兼り給へる
出ずあらし給ふに。此巻の始め。その同じ廿一歳のとしとぞあるときハ。
冷泉院の御年ト數ふる遠へ。此年ハ紅葉賀巻に生れさせ給ひし。
みそぢハ此巻に御元服。十一歳になるを給ふよしなれバなり。
こゝにて花宴と此巻との間に一年へだつるを知るべし。或説に花
宴巻と此巻の御年とを同年とするハ。ひがことも甚しき。花宴に三

月はてまでのことにて。此巻はたゞ四月ばかりに。こまかにいでたり。朱
雀院の受禅。冷泉院乃立坊。斎宮の卜定。源氏君は任大将。などの
ことは見ゆべき文。又斎院の御禊乃こともいとゝ遠けれ。又秋好中宮の斎
宮にまかり給ふも。朱雀院即位の後なるに。此巻の御年の文なり。
斎宮まで出たまふ内にいり給ふべくもなしといふも。いとゝあながちなり。さら
ればことかなき。此説用ゐるにたらざる。一條禅閣乃年立にくはし
く辨へあり。

榊巻

同君廿三歳。葵巻は末と同年は九月より。あくるとしの夏までなし。

花散里巻

同じ廿五歳。榊巻の末と同じ夏五月の事なり。

須磨巻

同じ廿六歳の三月より。廿七歳の三月までの事なり。

明石巻

同じ廿七歳。須磨の巻の末と同じ三月よりつゞきて。廿八の秋までなり。

みをつくし巻

同じ廿八歳。明石巻の末と同年の十月より。廿九歳の冬までなり。

蓬生巻

此巻ハもはら常陸宮の姫君の事なり。始は源氏君の須磨浦に下り給ひしころよりありて。同じ君京に立帰り給ひて。又のとし廿九歳の四月に。此姫君をとぶらひ給ふ事をかけり。されば末の方に。二年ばかり此古宮にながめ給ひしといひ。又大弐の北方のくだりてまで。此大弐は。源氏君の京にかへり給へる年の冬。下りつれば。それより五年ありて。のぼるべければ。逢坂に後の事なり。然れど此巻は立る。源氏君廿八歳の秋。澪標のほどより。又の年四月までとしるべし。

関屋巻

同じ廿九歳の秋九月也。

絵合巻

同じ卅一歳の春也。同じ冬と此巻とのあひだに一年へだてある

おしハ何ふよりて初まるふう。若しハ係れる所をみをつくしの花の末
乃秋ふかきを見へ系此花ハ中ごろ小前奔出ハ内のうるゑ
此花ハ秋みをつくしハ四月ハ中ごろ咲とせど毎年の服のうちなどバ八月
あるべきふうなれど又四月ハ花ハみをつくしハ末の年生れあるを此
花と日年ハ松風花小係氏系ハ相手。ゑるハ春ごよりひふも初
ふるゆゑとなるハ三月に入ると結るらしこれ考べし。

松風花

絵合巻の日年ふて日系此一の松し。

藤花

松風と日年ハ花より系又のうち日系此二の松まで也。

新新巻

藤花ハ花ハ乃日年ふて日系ハ此二の九月より冬まで也。

をとめハ花

日系此三月ハ夜のうちより系此ハ乃十月まで也。

むらさきハ花

此花ハ夕ぐれハ玉鬘系日系ハ紫へ下ゑ結ひしるより出
出きりハ此系ハ夕新花小をとゝ生れあるより系ハ此系の
ハ花。若紫花ふうとより紫まで年成りとゝ結て
ゑとちばうふ初りふまゝふとうるハ係氏系此系をとめハ花
の中ハ年ふあるわりハ此花の年をとゝよりゑべし。さゝのかし

下の例に、きはめたる巻の夕霧としたるハ、此次の年といひし次の
年の三月とするなれバ、廿一歳の時にかゝりて、その同じ年の三四月ご
ろ、はじめて京にのぼり給ひ、その秋、初瀬詣して、右近にめ
ぐりあひ給ひ、十月に六条院にうつり住給ひて、その年の暮の
ことまで見えたり。こゝも源氏君卅五歳を、さだめたる巻の末と同年の
暮也。然るを、諸抄の説ハ、此巻の末の年を、さだめたる巻乃末の明年
として、其年を源氏君卅六歳とさだめ、そハまた源氏君の年、帚木巻
を十六として、次々にかぞへ来て、さだめたる巻の末まで、卅四歳を此巻
の末にて、然るとハなるなり。然れども、此巻の末を、さだめたる巻乃末乃明年とせ
けるハ、いみじきひがことにて、源氏君の齢も、巻々一年ちがひ来つるなり。

此巻の末、さだめたる巻乃末と同年なること明らかなり。その
よしハ下にくハしくいふべし。さて又一説にハ、さだめたる巻の末と此
巻の末とを同年として、源氏君の齢を、さだめたる末まで、諸抄の説
のまゝにて、此巻の末をバ卅五歳として、玉鬘巻の末に秋の
ゆくへ乃しられぬにといふ詞あるを、一年としるして、年数足らずて
若菜巻乃四十歳の数に合せたり。此説ハ、さだめたる末と此巻乃
末とを同年としたるハいとよろしくして、その説にいふところもみ
なよろし。然るに源氏君の年をバ、諸抄の説乃まゝにかぞへ来て
卅四歳として、玉鬘巻乃秋の冬への一年を足して、年
の数を合せたるハ又いみじきひがことなり。さるハしか此一年を

さるにみづからもいよ〳〵かくじれたるを見ぐるし。源氏君の御とし一つまさ
らずして。若菜巻の四十賀に合ざるなり。やむことえざりし
説なれども。されど紅葉の賀の文へよきにて。しかど一ちともて一年とする
あるはるにある例なし。又ハ此方ハ来年桐壺巻よりは多く行れ
ぞし。そもしかし源氏もひとつせるハ帚木巻ハ十六歳といへるより。
なづけたるなし。源氏君の年ハ上にもいへるごとく。藤裏葉巻までハ。
いくつともえしらるまじければ。帚木巻はさらに定めがたへし。いくつに
もあれ。あらる年に定むべきならざればこそ十七歳とすべきし。然定む
るときハいづれもしるべくにまかしかの一説を此よしを立てだし
て。惜あるものし。さて此巻の末をみるべき處女(ヲトメ)巻の末と同年

なるものの説(アカシ)どもハかの一説にも大かたいへる。今なほらかく條(ヲチク)
にいへど一。玉かづら巻君を夕顔巻にをさくし。誕生ならしえてる。
此巻の間に八(ハタチ)ばかりと行るハ。をとめの巻の中(ナカラ)の年にいたる段。系
のがりハ。その行く年とおそ。此より一年へだてく後のとしハ。少し
ぎればバ諸抄の説のがひて。少女一。此巻ふ右近が初瀬詣よりかへりて。
六條院へ参りたる。夏の文あり。御門(ミカド)むきいてより。宮に入ひて
ふひろくして。まかでまゐる車あまた侍るなど。ありて立出る
も。まがふきこえられる。玉かうて所置と有。これ此院造営出る従
て。まぐ程なくして。見づらきさま也。此院をとめの巻の末より出
来たるへて。八月にいたるはじめすえしより。然るに諸抄の説のごとく

これハ此右近が参れるハ、その又の年の秋なれバ、かの御しのびし後、一年
ばかりもへだたれバ、其の程にも右近をめしまゐらすべけれバ、いか
でかくおぼつかなくしばしもあるべき。一、初音巻ハ、ちかきにましくて
いらぶ玉鬘を志きおまへたまへるなど、六條院新に造ら
れて始めての初春とてことにめでたし。正月臨時客なども催る楽の此
殿をうつしたるも、新造の殿なる故に、すべて大饗臨時客などにも新
所なるに依て此殿をうつさせ給ふといふこと古き記に見えたり。又旧記に
従者(?)のよしよりも出来しとある所も。細流にも、玉葛君などもおはする
ゆゑしとあれども、此院新しくいまめかしく造りたてるにつける
べし。一、胡蝶巻に、春まつりに(?)ちぎりて、ましきこえん給へるし
御遊などし、此ごろやとおぼしく、花宴ハこ(?)てまへやうらうらとあ
る秋ことなる年の秋、さて其の巻に中宮の御方より紫上の御方へ
からまりそのまへよりけれど、春は花ざかりに、此御かたへまゐ
らし給へて、源氏君の御ゆるしに今その明年は花ざかりなれバ、
かは御返り此ごろぞよろしかるべきとて、此花ぞのにてまへや
の秋、紫上より中宮になれたまつるし、秋に御かたの御のおくしもて
ふいつる一年へだて給ふといへど、明年の花盛の頃は何のさる
もなくて、一年のへだて後の春、その御返りすいるべきものなれ。
去年ハ秋のは年立のみつるハ此一年ずれてもあるべきなり。
一、蛍巻に五月五日、六條院の馬場のおとどにて、騎射競馬の時、花散

里見はてる頃いつるみ須にそしむろかしきりふしにつまるるは
あそびどもを人ばてふのさ芳縁ひろふに今日見づくしるとはる
そぞろをぞ此すちはおぼえきくしくおぼしくるとゝる
この比も此院つくらせて明年はすめるでハいふも一。御書光よりは
わ光にまで六帖八六條院乃四季はましにそのまわりくの代あるそ
びを月なそしかきしるこゝも新造の明年なるが成し、もとし此院
そ四季をわりくは花紅葉はあそびを、むすびて、造らせるまと
為空光處女光おどふ、そのよしえしらりさる成ふ、秋八月ふうさ後
しまて九月より冬はるはすハ處女巻ふうと、まして行る年は
正月より八月まではるすまの此六帖ふつぎくしまるるを、御ゆるを語

あの説乃ごとくならバ光にハ、一年はあひだその月々はるすの行くも
いそぎたて、其次の年にあらそてかくきしくまるるにや。まるるを
なべくもおぼしど、おもふる上の條々にて、源氏の此年立は源氏まろこ
とハ云ぬきものなれバ、此をとめは光の末々あらでるは光の末と同年
ときるてなれバ、語りしをとめは光に明石上を十月に六條院にうつり給
へるをあかづるは光に九月は九月はつるの文にかの町にものある人とさはれ追
同年なるが九月になりいまだうは院へそうつるまじをいへど、若を
その光八月は文りしをぞふいはぬ乃町ハわりしは方とおぼし
おきてませ給へりとさいへバかの所ハ此人の住まふべき所にて定
まれりしも、又同夕霧君を、葵光に生れあひて、上の葉光に

二十(ハタチ)あまりまでづゝなるほどなくしとはる所、諸抄の説にて八十九歳
の時なれば、夕顔の巻をとめむかづらの末を同年とみる時は十八歳にあたる
されば、此何によりてみざるにや、若紫から物語の始、はた(ハタチミソヂ)三十などは必しもま
さしくは年あまりでも、かく大やうにいひて年し、紅葉賀巻より
源氏君は中将となりしほどは、かゝる時なりとかゝるも、ちゅ源
氏君十九也。諸抄の年立にて八十八也。又玉鬘巻三條が詞に、はたちの
あまりなるとさせばかりへにあるといへるも、十八歳時君のことなり。されば此の
夕顔君の事は此にいへるも、十八歳の十二月の詞なれば、大やうにいふに
あることいへるにて、しかなふてはなきにや。

初音巻　胡蝶巻　蛍巻　常夏巻　かゞり火乃巻

野分巻

此巻は源氏君の卅六歳の正月より八月まで、月次のまゝ也。
また諸抄の説も、常夏巻より、をとめの巻まで、一年づゝくりひき
て、をとめの末卅四歳初音むかづらの巻の末と卅五歳とせるは
ふるきよりつゞきの年立にて、玉かづらなる也。然るに一説に此巻を
卅五歳とするは誤なること、上にいへるがごとし。

行幸巻

上の巻の同年。同君卅六の十二月より、卅七の二月まで也。

藤袴巻

みゆきの巻の末の同年。同君卅七の秋也。

椎本巻

藤ばかまと同年。源氏君卅七の冬より卅八の冬まで也。然るを
かの一説にハ、これを卅六卅七として、又末に、秋の夕べにまで物しぬ
ることなるを、一年とる也。卅八年の秋までとするにてさる
ならの巻乃事なるに、辨へしるべし。志かし若菜巻の年の
年の始めより、世の中しるしにやむごとなくて一年をとるしる
ものにして、以上の記述也。おほかた此物語乃例、同じ巻の中
にて次の年へうつるにはかならず、そのしるしありぬ。おるハことし冬
なりて物せしも、まちて秋へうつりたるハ、夏まで来て、秋をも
をバらで、ちぶかることなどもハ、わきまへ侍るが、やうやうにて秋のゆふ

べしといふやうなる一説あれど、一年としるさるゝハ、係なし。そのゆゑ
へ此詞ハ、上にまうでやうと出して、とにかくへ立かへりて、近江君
のことゐいづることなれど、ことにしかとのことなるにて、此川の秋にても
あるべし。さればなにこれなるをとりなせるもむつといひがたべてなく
やといふ詞をみるに、前(サキ)にいふべかりしことぞ、忘れて見つる所、めでたし思ひ
いでゝ、出しもて出しにも、ことさらにしりつゝ、へもくも此詞をもて、一年とるべき
ことハわろかりし。

梅枝巻　藤裏葉巻

源氏君卅九歳にて、梅枝ハ春三月のなかごろまで。藤のうらば、
同月のすゑつかたより、冬十月まで也。

上の巻第七

梅枝 藤末葉の日記、日記は九月の十二月より、四十一乃三月まで。
そもそも源氏君は斷のうち、苔の下もいつるぶく、相撲をか、十二といへ
ゑより、藤末葉ふかうきしろ〳〵よりそぐふ所ゆ給ふべきをば〳〵まで。
此巻の中は年、四十、賀は六十のうち九月まで、こゝろは老〳〵ゆくいろ〳〵
もろ〳〵なるうたなれば、藤末葉〳〵此巻〳〵ふよりて、遊(サカヤ)〳〵かぞへ〳〵。
上の巻〳〵をば、さぐ色〳〵なるものし。

下の巻第七

上の巻は末乃日記、日記は四十一の日三月の晦より、きぐきて、四十七
の冬十二月まで、ゆく、但〳〵四十二より、四十五まで、四ゐ世は、何
ゐ世年は、ものもかゝりてとゝふ何者、これ
ゐ世年は、ものもかゝりてとゝふ何者、これ
を給ひて、十八年ゆかりてせ給ひぬとゝふ源氏君四十の年の時
ゆかりて、問、そ給ひて年月をいつゝ、いく世ともなるべ
〳〵ぐふ、ゆかりて、まゐる、四十年ゐ、ゆかりて、定むるゆかり、若柏木
ものゆ、源氏君四十八乃より、又女三宮を、上の巻は、薫は、ぐゆ、
十三四年ゐ、ものて、此巻は、末の年ゆ、廿一二年ゐ、又、次、承況の
みゆど、みものゝ〳〵は、ものゆ即位より、十八年況ぐゆ、ものゝ、ものも
て、四年ものゝ、ものゝ、次、承況の位、十八年ゐといつゝ、
給ひの位と、今定めゝ、一年は遠ゆ、給ひの位を、玉鬘巻

の事は、一年ふくもつるふようにて、式部卿宮即位の年より源氏君四十
ふたりにまでは、十九年なれば、即位の時年より かぞへて、十八年と
いふ合をもつて、今定むる年を、即位の年ようぐへて、十八年と、
さべく帝王位の年は定むるは、即位の時年を始めとるも、老
のるなれども、又即位の年よりかぞへていつもつもしおくる事なれ、
天の下まつりごとをとりおこなひ給ふ時なれば、昌
泰三年延喜五年合せて八年なれば、九年といつる、実事の年即
位のそうらひかぞへそふ所なり。 はそれ四、此若菜二巻をば、
むつらひの事第上の巻下といひまつりやまを、こはもろ
の書ふ巻を上下とふていふ侍る、独ふ今この上下といふ

もは、上ふうつして、上の第下は若菜ともいふを、何のようぞ
や、答、もろ〳〵注書に、巻をふて、第上第下といふを、あと一ッなる、
二つふふて、上下とはきるなし、独ふ此若菜二巻は、もとより別事
ふして、二つの第なれば、一つなる巻の例とは異なれば、
上下とふりは、下ふいつべきふはなるべし、もとより上とう
なれといひまつるはさるかもつるぞ、しかれども、なほ出
の侍りなるものも、そもそも上下は若菜別事なれば、ためし禁
武なれば、ふるは、二巻おのおのふ若菜とのこそ
巻を、はてはなれば、ふるふ後ふかりふ上下とはいふなるべき
なり、今又きもふりふようにて改めて、その上下は、上ふいもしも、もとふ

おとうはあるべし。

柏木巻

源氏君四十八の四月より、秋までし、巻は中は須臾、五十八を十とりまぜるれよりひとつとなる巻、今年生れ給ふ。

横笛巻

源氏君四十九の春より秋までなり。

鈴虫巻　夕霧巻

同じ君五十巻巻、鈴虫八、夜より八月迄で、夕霧八月より月、冬までなり。

御法巻

同君五十一の春より秋までし。

まぼろし巻

同君五十二の春より、年暮までし、巻五巻し。

雲隠巻

此巻、名のみ巻て、何なし。巻なし。源氏君、此巻はあはれぶかく巻て、年三巻、巻君、幼巻、五巻形ふかく、白君巻ふ、十四巻はより巻バ、巻君巻六巻ると十三まで、八年、此巻ふ、巻ものるべし。源氏君のかくれ給ひしハ、そのつぎのいづ月はより巻もなりがたし。

匂宮巻

蓋石ナリ第ハ[illegible]ふすみ[illegible]形ハ[illegible]ふ[illegible]又あり。
六條院ハ[illegible]賭弓ハ[illegible]ハ[illegible]第ハ[illegible]月ノ。此巻よ
リ次ハ[illegible]ハ蓋ハ[illegible]ハ歌ヲ[illegible]ハ[illegible]ノ。

竹川巻

此巻ハ髭黒大ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

ぎりにて記りたきて、猶ふかいとなげきを、四位
侍従十四五歳だかりといふるを、後は白雲はなちめりあ
りかの君ふかなかりて、侍従ふかぎりまでるをとて
ばかりまでしてかに此君四月はなりしるはナ五六歳の二月し、
その年もかりて、男諸司はなりしるはナ六七歳はなし、
まして白雲君ふかてはナ四歳の秋、中納言ぎりにて
えしまふ、此君所中将、ナ六七歳はかりまでも、猶侍従
とのまして、中将といふるはなりぬ君ふかなる後まで
なる抱しはなりはやく細流ふかり親へまりて、大ふといはぬ位なる
まして、後乃宮はいもむ、遺ひなりぬ、他夜ふかぬ位にて後

ふかりかはなる夜ふかつそつるはなりまて、例多し、柏本ふかぬ中
納言ふかまて、桂大納言ふかりて、ふ世給つる後の君くかもなかりを
もんの警といふるがぬ、お梅ふかぬ君ふかなかりを納
言とのをいつるもはじ、まして下文ふ、ふ、ぬ編ふまてふくしと、ふる
何ふ二三年もるとしまりくふて、その下はは何ふ八君ふ成なぬ
色て宰相中将とかふる、そ八十九歳のふ、宰相ふかぬ位ぎふ
まてるふ、白雲君ふ君ふまる、後のてふて、ふれふまれ宰相
中ふかて、ふ、ふ、ぬ、此時位ぎるふ、ふ、ぬ、ふ、ぬ、まて来
ふ、ふ、て、夕雲君左大君ふ、掃部大納言右大臣ふ、君ふ中納
言ふ位ぎ侍ふて、ふ、ふ、ふ

ふ秋葉の中納言ふかう給ふるよりて、歌ども廿三巻の終し給ふ。廿二巻と云る説も、細流乃手引き、格堂先生ハ一年ばかりもゆびわる所ふ辨ふべし。さて後ろ此先生ハ紅梅右大臣の姫君ゆゑ、旬ふ有りと、ゆゑ給ふ。さて、いまゝ云ハ紅梅先ハ殿が生と、ゆゑ、さて或説ハ行川先ハ行川右大臣の伝しと云ハ、むゆゑにより、しもかきゆゑがゆゑし。此先ハ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ

を行川の上の沢で、或る行川老が申されつるを、聞へ
なぐさもみるべしとのことなり。その由へハ、夕雾君左大臣の蓋君中納言
ふ但し語へるハ、日暮れて、行川老が語りて、此老の始より
左大臣といひ、源中納言といひ、夕雾君をバ此老の一本の八
右大臣といひ、蓋君を中納言といひ、夕雾君も左大
臣なりて、編み出しバ、右大臣ハ、蓋君の
中納言になりて、語りて、此老ハ、未の白き字を
へ、ひとつまでなる、蓋君中納言なり、語りて、椎本老の
結び、白き字を、へ、ひとつそれ、語りて、その沢の年の結び、大
こまかに、此巻ハ、行川の後にて、その中間なりけるべし。

又行川の上にて、沢づきなるを、考へべし。そもそも、此二老
の沢ハ、かく、ふるして、疑ひなきを、語りて、いろく老
編みて、紅梅行川と定めて、考へるハ、何故ぞと、問ふ、椎本
大納言、行川老の、右大臣なり、語りて、ふ、此老ハ、未
まで、大納言とのみて、右大臣といひぬる、此一つなり、かく、老
なり、紅梅ども、此人の友によりて、此老ハ、後をさぐむる
ときハ、此老ハ、紅梅の、夕雾君、左大臣、蓋君、中納言、なり、
なるべし、上の、いまぐ、いまぐ、但ぜざるに、後の友、
なるべし、さて、椎本、大納言、紅梅老にて、ハ、院の、右大臣、但ぜ
まして、後なるべし、此老ハ、その姫君、なり、椎本、大納

言ひておくせ〜ものより書出して。但右件ものハ。外川老子
ゝしゝ迄ハ。書きてたゞ名ふ書出し〜るまゝふ。未まで。右納言ゝゝ
ゝるし。寄々物。花乃ゝ物賜ゝ言ゝ〜て。右ゝ所ふ。ものゝ話
ゝる時。手ものゝし。物ゝを此老のゝ物〜ゝ。未物ゝ宿本老ゝ東宮老ゝ
どもゝ。なゝ此人をハ。右ゝ所ハ。ものゝ〜て。掛奈ゝ納言ゝのゝ
いゝ。も〜ゝ納言ゝ。ゝ。此老を外川の中ゝ〜せゝ。ものゝ
宿本東宮ゝも。行川乃中ゝ〜ゝべきふや。ゝゝ。他宮ふ但ゞ
て後も。ゝゝ。ゝの皮をいふゝ。ハ。止ふいゝゝがゝ〜ゝ。ゝゝや。問。
宿本老ふ。掛奈ゝ納言ゝ。ゝ。ハいゝ。ゝ納言ゝ。ゝて。ゝ〜ゝ。ゝゝの
ゝゝを。ゝゝ。又東宮老ふ。ゝゝ。ゝ。陸奥ものゝ素。ゝゝ人ゝて。

右ゝ所ふなゝ物ゝ。ゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝ

きべ〳〵紅梅の名花の侍とハいつべきよし和歌〳〵そもそも此人を
紅梅、爲尹卿といふ。つゝ〳〵ぬるを形見ども、そもそもこの世界の名
ふよりてかゝりの法きゝる形見ハ、たゞもつるべし〳〵また又面影の
代世界の年立を、基房卿一二巻〳〵せ〳〵まつゝも遺るゆゑハ、基
房の中納言ふなり給つるハ、椎本世界ふる此世界紅梅ふたゝび先ちの中
納言〳〵いつる。代一二巻ハ、格姫世界ふて、椎本ハ花ふる世界ふを。

格姫世界　宇治一

此巻よりをゝり夏深格まで十世界ハ、宇治十帖といふ。
そもそも竹川世界ハ、紅梅ふ世界ふ代ふ世界ふ、むかしとうき。
紅梅世界ハ、紅梅大臣の姫君〳〵ちゝ世界ふ、むかしと出法でゝ〳〵此

十帖を、宇治の八宮乃姫君〳〵ちゝ世界ふ、むかしとて書〳〵給
ゞ。実ハ、竹川紅梅〳〵ハ、同じく、美世界〳〵いつべきものなり
ゞ。此十帖を、事ハ、いゝ〳〵、世界の数も多ゝ、ばかりや、むかしよりと
美とハ世界ゞ、白妙世界ふ、ゝ法ゞ、きて、ゝ、宇治十帖とハいふなり。
まて年立を、此世界ハ、ゝ紅梅ふ世界ふ、ゝ法ゞ、世つゝ、ゝ、ゝ、
出る所ふ、姫君ハ、ゝ、ゝ、ふ、ゝ、ふ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
薬世界ふ、ゝ、ゝ、ふ、ゝ、ゝ、推本世界ふ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
て、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

なるとも。さて下ゐ字治山の阿署梨は京ゐ出て。法勝院へ参りて。
はち宮のはるゝ波。法花十きる所より。此光は年をバ立べきし。此時蓋
若宰相中将と申すは。代第の時なるべし。さ程も此蓋十九第ゐして。
三位宰相ゐ成りて。なを中将もなほ侍ぞと。白毫光ゐ成りてその
時年。代第は正月はるまで。かの光白毫ゐ成りしとバし。さて此光相ゐ
次て。蓋ゐ成りて字治ゐ成ゐ侍るまハ。同年はうち侍るべ
しかりて。さて下は紀ゐ。ゐよせつゝ侍ふて。三年バりゐ
なりぬゝまて。秋の末つゝゝと行ること蓋ゐの字治ゐまゐり
ゐ成りて。之年はゝバ代二第の秋とそべし。さて来りゐて。
ゐ年はは十月はるまでゐて。はち侍バ此光ハ蓋ゐ代第より。

代二第ゐ成りまでし。物ゐを細流など侍ゐて。十九第より。二十一
第までゝせゝゝもしるハ。一年ゐ成りて。その中ゐ成ゐまゐ成りめを十
九第と定ゐゝゝ成るハ。蓋ゐを宰相中将といる。宰相ゐ成り
給へるハ十九第の時なるゐ成りて。物ゐなども白毫光ゐ成りて。宰相
ゐ位ゐ侍ゐゐ成りて。代第は。ゐ時位ゐ成りゐ侍ゐ成ゐ
侍ゐゐ成りて。いかゐ成れ。宰相中将ゐ成りおそせ。ほどのて侍ゐバ十九
第と定ゐべきゐ成るゐ成りて。さて今代第ゐ成ゐゐ成るも。
同じくゐ成りゐ成りゐ侍ゐ成ゐ。白毫光ゐ成ゐ成ゐ代第の正
月はるまでゐ成りゐ侍ゐ成ゐ侍ゐ成ゐ。此光ゐ成ゐバ。ゐ年ゐ成りて。
定むべゐ成。ゐ侍ゐゐ成ゐ侍ゐ成ゐ立て侍りて。十九第と成べきい

えをおしへ葵光ふ源氏ふたい三巻はゝ正月はゝすまで書て次乃御
光ゆ年の日ゝ年らわ書る例あゝきと思ふゝし

椎本巻 宇治二

かゝるはゝ三巻は二月ゝわ始まりて、ゝ秋中納言ふ位ゝ給ふハ、
作川光はゝ来にわゝらわ書て年ゝいわて、ゝ巳の文まで し、絵るふ位
扨の年之ゝ橋姫光ふ一度はゝしるゝびわるゝふゝ光をと、ゝ二ゝ三
ゝせゝ巻、絵ゝ夏宿橋光ふいゝるまで、次ゝ一年づゝ遠ゝ し、

宿まれの光 宇治三

椎本はゝ来八月年、月ゝ三ゝ巳はゝ八月ゝ年はゝ暮まで し、

早蕨光 宇治四

月ゝ三ゝ五巻はゝ書なり、

宿本光 宇治五

此光ハ今上はゝ女二ゝ宮の位ゝ上ゆ出ゆ給ふゆ光はゝ不ゝ八ゝ
ふ前ゝ書はゝ光ゝ光ゝ光ゝ十ゝ巻に書はゝ書ゝ位ゝ八椎本の
来、絵角ゝ月年ふ行ゝわて、ゝ夏ゝ女侍ゝせゝひ、その年ゝハ
見ゝ書ゝて、次の年ハ早蕨光ふ行ゝ書ゝて女二ゝ宮侍女八
服を行ゝ書ゝ行ゝハ夏ゝ書ゝ光ゝ蕨の次へ行ゝ書ゝ し、ふゝ
ゝわゝ書ゝまでハ、ゝゝ女二ゝ宮八位ゝ書ゝ光ゝ書ゝ光ゝ書ゝ光ゝ書ゝ
の橋ゝ書はゝ光ゝ書ゝ光ゝ書ゝ光ゝ書

年を経て、蓋長、古云第は二月、桂右衛門右大将ふなり給ひ、その
来る月までは、ものうり、絵とかせハ、はるの友より、古云の友までし、但
し花名は年立にもかの女二宮ナル第は友、毎女院のうせ給つる年波
も、早蕨巻は年うしてゆ蕨ハ長なりと、此巻ハその友なりと云
て、長和、ちゆ蕨よりつぎ〳〵見るとり、そゝ今定先ゝゝ一年遠ひ
て、うち毎女院のうせ給る年ハ、蓋長古云なるて、大納言右衛門督
歌、古七第し、そも〳〵かの年立、たべてハ〳〵誤て、此巻も蓋
長の誤、誤りなるとゞも、此毎女院のうせ給て、ゆ蕨の年〳〵せ〳〵
るハいと疑るゝ〳〵とゝ云とバ、ちゆびてゝ見ぬべきを、今ハ、ゝ〳〵
細流なゞ法おふよりて、定先〳〵り、そもそもいとれ〳〵るゞとゝ云とバ

形わ、ゝ見人のよ〳〵ひ〳〵ふ、ゝゞみべ〳〵、中〳〵此巻は年立、花鳥
の巻ゝ〳〵ゝ、一年づゝ、ゝ〳〵ゝ、ゝ〳〵ゝ、ゝ〳〵

まで移り。

結軸花　字治八

後拾遺をけり。後拾遺の名所をむとせし歌の、翌年（ツトメテ）より、その年の秋までふて、所不堪恋の内七首ばかりしうけるを、その名をなげき花せしに、花も年をふ、日月とうつるハるし。三月とふ説なるし。

手習花　字治九

うきふねの花の絶（タヘ）ぎるふ八きはの日ごろより、明年（ミヤウネン）の三月、後毎恋の一間（ハテ）をきて、五月ぶね出て、恋ふ七の三月はまより、ふ八の夜までなり。

多後撰花　字治十

白雪花をけりつゞきて、所不堪恋ふ八首は五月のうち。

白雪花より下花も年をいつゝみゞを編る事

一花も年をふ、恋ふの中、特ふ位ぎるもの、十云首の秋なりて、十ふ首第は秋ふ八うゝるべしと云ふ八、白雪花ふ十ふ首、二月ふ後ふ移りて、秋ふ近中、特ふ移ふ移ふとわるしなるをもとめ、いとゞ秋といつるをもて、十ふの秋ふ八うゝ

くきひる説をもて結ぶはいうなるよしぞ云るゆ行川老ゆ十六七第
のうへはまで結ぶ付説とのこまて中納言はいそぐるゆなづを結ぶ和し
大うるかの年立は説をみるに行川老ゆ和づを結ぶちりおうて年毎
ざ日は結説(ニヒゴト)はせうしるし外川老ゆ中納言いそぐることはかの老乃和
ゆいつぎ〳〵はとばかりるべきうゆ行〳〵白毫老ゆまうく尺〳〵
ゆうそうべきものはと
一又蓋ゆの宰相ゆ付ぎ〳〵ゆ十云第は秘事のうそうて十九第はうそう
ゆいう〳〵三位の宰相ゆて和ゆ中納言とうはを結ぶとうくゆうて宰相中
将ゆて〳〵ゆ三位ゆうり付ぶて宰相ゆ中納言はものごう〳〵はう
うり宰相ゆハ四位のお歯の友はるゆ心宰相ゆ中納言いうゆ〳〵ゆハ格格老の

ちで名ゆ尺〳〵ゆるとい〳〵き結説(ニヒゴト)し白毫老ゆ十九ゆうり結
ゆう〳〵三位の宰相ゆて中将もを結ぶとゆうハ十九第ゆて三
位宰相ゆ和ゆうるて〳〵まぎるべくもゆ〳〵ぬ文うて中将もを和ぶ
結ぶぶとうそゆうは宰相ゆもて〳〵はゆ〳〵ゆはいうはるゆがうぞや四位乃
お歯の友はるばうて三位ゆ和るゆ宰相ゆもものごう〳〵とゆうてハさうゆ
伊ゆもゆうゆうとはきうゆし中納ゆ結ぶぶとうハ宰相ゆゆうりて也
とうゆ中納ゆ結兼(カネ)〳〵ゆ〳〵ゆうて〳〵いへ宰相をうゆ伊ゆハいうべき
〳〵ゆうゆ〳〵ぶるをこと又うゆ外川老ゆ付説といる後ゆ〳〵ぶ中将とい
へゆ〳〵ハ尺〳〵ぶて結老て宰相中納〳〵尺〳〵ゆる云ゆ宰相と中納とハ
日年ゆ付ぶぶと〳〵ゆ結〳〵べゆうゆはるべ〳〵さて又宰相中将ゆはるを十

六番の時とせらるとは、かの行川が、十五番とつらるゝ所なり。三年が
つらるゝ所までは、行綱とゝもて、その下ふそぐめて、宰相中将とつらるゝなり。
十四よりは、三年ふわるゝ十云と定めらるゝ也なれど、こゝ又ゆがめ
ゝ。そなたゝその中ふは年でゝ、ゝいふ初めとは、宰相中将とつら
ゝ。後は十云七番より後、年代経てのこゝ多ふ代年ごろわりてゝ、ある
詞をえらばるゝ。綱つる好べゝ。その人行川が、宰相中将といつは、その時ふ紀
じゝるゝゝふゝ。つゝ代ゝとより前ふ既ふ紀じて、ゝ皮ゝてゝ、ほゝ
のゝ好ゝは紀じゝる年は、ゝ好ゝ也川ゝては、いつゝも定ゝがゝきゝ好り。
ゝれば此昇進ゝ、自ゝゝ也ふ十四ゝて中将ふ紀じ、十九ゝて宰相ふ紀ゝ
つゝふゝるゝ紀ゝ、いゝ時ゝゝて、行川ゝの紀ふゝゝふゝ好きものを

自ゝ好ゝゝ好ゝ方をおきて、ゝゝふいゝぞる行川ふゝゝがゝづゝ
て、いゝゝゝゝひゝゝゝ綱へるは、かゝへゝぞゝ、ゝは好ゝぞ好りかゝ。
一格姫ゝを、蓋ゝ好十ゝ番ゝゝ十八番ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ。
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

納言は右大臣ふ位ぞるるハ此物語の中納言ふ位ぞるると同時なるるる

て毎后妃ゆゑ。和紫式部を東宮御母にて。大納言といつる
も。その時此帝。六二第になり給へば。此帝を生奉り給ひてより
年の数をつもれば。此時東宮にて。おなじ御母なれば。東宮は御母
弟にて。東宮と八此帝にまして中せる如し。東宮ゆゑ形り給ひし。大納言
のようにかきつづけ。一説ゆゑ大后御母方の系ひき。大納言といふ
もとなるハ。此帝御母方にて。御考へざる説なり。偽しまて此帝が
ようせ給ひしハ。寛弘ハ御年ゆゑ。
冷泉院の帝ハ。和紫式部ゆゑ。ふれ給ひ。みをつくし給ひゆゑ。十一
まて。伊勢物語。年代伝へ給ひ。下巻第四。襲位。七八
第ゆゑ。なりまて。字治の阿闍梨の。此院ゆゑ。

なり給ふ。時十九第。此時ゆゑ。
物語の末ゆゑ。
又。これ。源氏。五十七第。法麿。此末。此の紫の年ゆゑ。延
喜。みをつくし。此ゆゑ。東宮ゆゑ。中せ給ふ。三第。下。第。
位ゆゑ。此ゆゑ。此帝。此時。なり。まて。宿本。八。
女二。第十四ゆゑ形り給ふ。とつる。年八。此。みなもと。四十五。此年。
なり給ふ。まて。第。つぎゆゑ。此帝。御位ゆゑ。今上。中せ
東宮。いづれ。中。ざる。相撲。帝。中。又。此人。ゆゑ。
伝へ。まて。第。第。みなもと。ゆゑ。人。ゆゑ。
第。第。ゆゑ。伝へ。伝へ。を。へ。べき。ゆゑ。

藤雲女院と藤壺とかかれたるせなりければ此七巻はよりて
もとは源氏五ツのはこのうちにしかつぎの巻ハ四ツ巻なり
いづれはそれかの巻なり源氏五十七巻より十一まではあひだ
なれバ此后はすなわち事なほどなるべし若紫巻ハ伊勢姪女
はこ三ツ巻なり次桐壺を生ずるハ此巻にのこれり桐壺巻ハ
ものがたりの始ハ此巻にあるべし

秋好中宮ハ梅壺ハ奇妙なり伊勢ハ下ラせなりければ十四巻
のうちにてもとバ相撲巻源氏五十巻はそれ生れもつかず
みをつくしハ無品親王おなじせなりけれハ此巻四ツまで
き給ふハ結合巻はそれ長ものがたりの始なるべしとぞ

一ハ二巻はかどし をうえはそれ巻ハ后ハ此ハ乃はれ
ハ絵巻

明石中宮ハ みをつくしはそれ生ずるせなりけれ松風巻ハ三巻所
なり結ばるるゆえ蓬生巻ハ末宮ハ今上ハ多なり結ばるハ十一の年なり
上の巻ハ一巻ハ生ずるハ十三のはるにあるまりはは巻
ハ中宮はるにあるハ十三巻ハ行幸巻ハ四十四のはる年
ハ行幸巻にて一巻をうみなり結ばるハ結婚乃年三にてハ十
のはるはるハ今定まる年三ハてハ十三ハ十三ハ十三ハ結婚
ハ行幸巻にて人もきべるべきなり例もはるるなり上巻葉巻ハ
はは孫妊のうをまぐるはるはいとゆきくぐるもも

しもとおぼえしひうちうちゝ、ゆまぶつてゝ石ゝ打られわらふゝいふゝたゝせ世とゝかゝてゝおぼゝさるぐふうゝとゝひ花をまて後の年後ふも、ほど和文法身ふ打るあるゝ人したるゆゝ結ひもぐうゝ、おぐいうゝ結ふかもぐいゝ幼くおんせゝさるふ年令ふ、凡男、年十五、女、年十三以上、聽ニ婚嫁ヲ、とゝかゝて、そは上、條の義解ふ、下、條ニ云、男年十五聽ニ婚ヲ既ニ定ニ夫婦ヲ理當有レ子、とゝかゝ女の十三もたゝそらへゝ、ふかゝるぐきもゝ法をるべゝ、

白ゝ結ふ、ふ、下、ふ菓ゝ花ふ三菓ふ、ゝ元ゆ、白ふ花ゝ、ぐゝ花ふ年八十ふし、法毋結婚の花ふて、ハ、ハ、ゝあゝ結ひ、ふの、ゝ蓋ふ、ゝ七ふゝ、

朱雀院の女三宮を、上ふ菓ふ、十三ゝ、と、ゝ、れど、法麿花のそじ、花の年、もゝハふ法のゝ、ゝ、ゝ結ひ、ゝ、ゝ下ふ菓ゝ花ふ末の年ふ、ゝ一二のゝ、ゝかゝハふ、ゝ十三ゝ、ゝ、ゝふ計ふ年の数ゝ、ゝかゝふ、ゝ、ゝ白ふ花、蓋ふ、ゝ、ゝ結ゝ、ゝ、ゝ、

ゆゑに、此文を、紀逸へとゝて、疑ひとる説きそ、今年此事なりしバ、
十六ゝて、弁慶坊と、あり給ひしハ、相撲堂、源氏忌の事、年ゝあ
りて、第雀院立坊ありて、六年ゝ、弁慶坊を、そやく、ゝ文を
辞し給ひて後、しバらく、されど、坊を辞し給ひ、後ふ、あり、なるゝ、と云ふ
説もあれども、此ハ、ゝ、此ハ、息所とハ、やゝ、ゝ、ゝ、ゝ、今考ふ
るふ、事ハ、此ハ、信をゝ、ゝ給ひて、後の院ふ、あり給ひて、女院とゆ
ゝ、ゝ、ゝ、

薫大将と、松原宮ふ生れあしく、白菊宮けちで先ふ、十四第、末
う、十九第けう〜る西海毎結ひの宮と、廿七ふけうきり、そ年
白菊と廿八第し、物をうしなふ女の宮ふいう〜、かの君、薫君を云、お
ぼ〜ほどふて、白菊と紅梅をふ いま二つ三つ生る宮ぢ先ふやさこ
し〜紅びまそれる宮し〜きさよう〜いう〜、いてハ、歌(ヨハヒ)ものが、白菊
と、薫君う一つ、ものを、ものを、ものを、薫君を二ッ三ッのこの、ものを
ぢ〜ふ、ハいふぞや、
柏木、右衛門督ハ、柏木宮ふかくれを、ある、彼巻う、夕霧君う五
つ六つ乃ものみ、ものわ〜、ものを、ハ、廿二三第、なるべ〜、紅梅ハ、第
宮ふ、年、も〜ハ、を、あけう〜に、生、紅梅、ものう〜し、

ものあひの上と、源氏君ふ、宮ぢかりけちのこと、お紫宮宮ふ、
ものを、ハ、柏垂宮、源氏君ふ元服の時、そひぶ〜ふ、あり、紅梅、ものを、十
二のう〜、なるべ〜、藤宮ふ、ものを、紅梅、ハ、廿六第し、ものを、いへ、
侍と、年、三一、宮せ、ものびあるゆゑし、
紫上と、紫ふ、十ぢかりと、お紫宮、宮ふ、四月の頃ふ、十ふあ
まり紅ふう〜、えゆ、藤宮ふ、源氏君〜、紅梅と、十四ふ年し、玉鬘
宮ふ、廿七八〜、え〜、ものハ、廿七ふけうり、紅ふ年し、まて、下、お、薫宮
の、ふ紅年、廿七〜、あるハ、遠ものり、紅梅の、侍ものう、ものと、ハ
四十第ふけうり、て、三度、ものし、ものびあると、今、宮、先、る年、三、宮と、
廿九第ふわるて、二年乃、遠ひし、ものふけうり、ものし、ものふ、

みと七と。文まあ姫やゝ近ゝ殺だ。もゝハ此めを世七と呉〳〵徒
まるゆきつゝざるゝ所まど今徒つまるゆ殺く殺本。みま世七
し。そと〳〵やうゆきゆハ今ゆ人ゝ〳〵ハ。んをつまを。ゝ〳〵考へ今
きてかくべき徒。むゝ〳〵人きたらゝ。みて。かの意ゝ〳〵白宮ゝよハ
ゝ乃ゝゆゞひ乃ゝゆゞひ。て。ゝを。紫式紀ゆ〳〵ゆやまるゆと
つゝべ〳〵ゆを。ゝかゝふゝひゝゝ。紫式紀と。ゝを。ゝを。
ゝひゞゝゆゞ有きゆ。
宇治宮ゆ姫君ハ。椎本ゆきゞめゆ年ゆ。ゆゝ〳〵ゆゞハ。下ゝ家者。
冷泉院の位譲位の年ゆ。まれゆつゝし。意ゝ〳〵二つのゝみ
ゝて。ゝゆまゝの者ふゝせ紀ひ〳〵ハ。ゝゝのゝし。

日記中君ハ。椎本者ゆ紀のゝふゝ。ゝゝとゝゆゞバ。椎本者。意ゝ
〳〵日年ゆ。まゞ紀つゝふて。総角者ゆ。白ゝふゝゞ者て。ゝて紀
つゝハ。ゝ四のゝ〳〵ゆゝ。
玉かづゝゆ。ゝゝ。ゝ夕新者ゆ。ゝ〳〵〳〵ゝ。ゝゝ〳〵ゝ。ゝゝ。ゝゝ。
氏ゝの十ゝ年ゆゆ。ゝゝゝゝゝ。て。玉鬘者に。ゝゞかゝゝあ
ゝゝ。ゝ。ゝ者ゆ者ゆゞゆゝ。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ。ゝの。ゆ年。ゝゝの
ゞつて。ゝゝ。ゝ者ゆ。ゝ。ゝ。ゝ

くゝ夕雾老ハ来りて云しるハ遠つゝがゝゝゝ夕雾老乃
年ハ生れめひても宿本の如ごの年ハ北之界ハ行ゝ月バし位ゝ
ゆゝ雾老ハ此ハ北しるゝゝ絵ゝかの大ハ男女の子ゝちを
うぐへあげて食べゝ十二人おとゝるゝ月バ此老ハ一ぐ生れ給
いぐも未だ食べて食べてをいつゝ月ゝ雾老ハ此ハの法
ゝちハ系図ハ十二人の外ハ絵多く生れ給て食べてを
いぐゝゝるゝといひゝかゝゝむ。
浮舟、老ゝ宿本老のながの年ハ北ゝ月バ幼老の次乃
年、生れらゝゝ月ゝ年、中老ゝ月ハ五つゝ月ゝ月（オトウト）しかゝて浮舟
老ハ北二ゝ夕雾老ハ来雾宿ハ北之ゝ月ゝ年形ゝ。